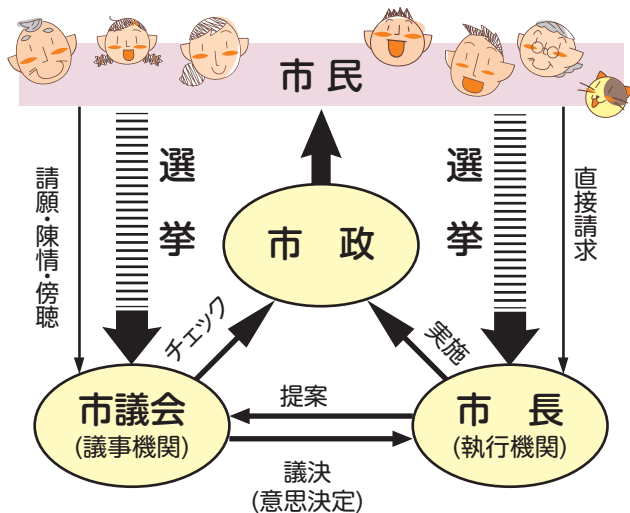


議会・選挙

議会

問 議会事務局

市民・市議会・市長の関係



議会の役割

市議会は、市長または議員から提出された条例・予算などを審議し、市政のありかたを決定する議事機関です。

また、市の事務が適正に行われているか調査・チェックしたり、市長に対し意見を述べ助言したりします。

市長は、議会で決定されたことをもとに、住民の福祉向上のため各種事業などを実施します。

議会と市長は、お互いの立場を尊重しながら市政をより良い方向へ進めるよう努めています。

会議の種類

▶ 定例会

年4回(3月・6月・9月・12月)

▶ 臨時会

必要に応じて開会

本会議

定例会や臨時会において議員全員が議場に集まって開かれる会議を本会議といいます。

議会の持つ議決権、調査権、同意権などの権能は、この本会議に認められています。そして、この本会議で最終的な意思決定を行います。

本会議は議員定数の半数以上が出席しないと開くことができません。

定例会では通常、常任委員会が開かれ、本会議で付託された議案などについて詳細に審査し、議会審議の効率化を図っています。

委員会

委員会は議案などの審議を効率的・専門的に行うための審査機関で、常設の常任委員会と必要がある場合に設置される特別委員会があります。

この他、議会の円滑な運営を図るため、会期や本会議の議事などについて協議する機関として、議会運営委員会があります。

請願と陳情

市民の皆さんの意見や要望を行政に伝える一つの方法として、請願書・陳情書を議会に提出することができます。

▶ 請願

議会に提出する請願には、桜井市議会議員の紹介が必要です。

所定の様式に必要な事項を記入し、提出してください。

道路や下水道など場所に関するものは、簡単な案内図を添付してください。

▶ 陳情(要望)

取り扱いは請願とほぼ同じですが、議員の紹介は必要ありません。

本会議を傍聴したいとき

本会議は公開を原則にしていますので、秘密会のとき以外は誰でも傍聴することができます。

なお、傍聴規則がありますので遵守してください。

傍聴を希望する場合は、当日、議場の傍聴席入口で傍聴人受付票に住所・氏名・年齢などを記入し、係員の指示で入場してください。

本会議・委員会の配信を行っています

本会議の開会中は、市役所1階ロビーに設置しているモニターで本会議などの様子を見られます。また、議会ホームページでは録画した映像を配信しています。



議会・選挙



選挙

問 選挙管理委員会事務局

選挙人名簿の登録

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員 参議院議員	満18歳以上の日本国民
知事 県議会議員	<ul style="list-style-type: none"> ● 満18歳以上の日本国民 ● 引き続き3か月以上奈良県の区域内に住所のある人 ※上記の人が同じ県内の他の市町村に住所を移し、3か月にならない場合も含まれます。
市長 市議会議員	<ul style="list-style-type: none"> ● 満18歳以上の日本国民 ● 引き続き3か月以上桜井市の区域内に住所のある人

選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。

選挙人名簿に登録されるには、特別の手続きは必要ありません。

登録は、毎年3月・6月・9月・12月と各選挙のときに行われます。選挙人名簿は、住民基本台帳に基づいて登録されます。住所の移転などの届け出は、すみやかに行ってください。

登録の要件

- (1) 桜井市の区域内に住所を有すること
- (2) 満18歳以上の日本国民であること
- (3) 住民票が作成された日(転入については転入届を提出した日)から引き続き3か月以上、桜井市の住民基本台帳に記載されている人であること

被選挙権

被選挙権とは、選挙によって議員や長に選ばれる資格のことです。日本国民であって次の要件を満たすことが必要です。

選挙の種類	被選挙権の要件
参議院議員知事	満30歳以上の日本国民
衆議院議員市長	満25歳以上の日本国民
県議会議員 市議会議員	その選挙権のある人で、満25歳以上の人

※選挙権、被選挙権の要件は以上のとおりですが、次の人は除かれます。

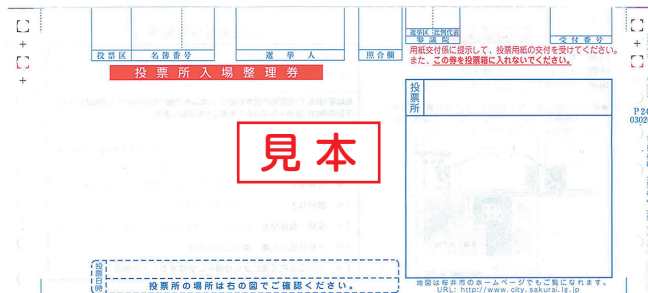
- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人(執行猶予中の人は除く)
- (3) 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ実刑期間経過後5年間(被選挙権は10年間)を経過しない人または刑の執行猶予中の人
- (4) 選挙に関する犯罪で禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の人
- (5) 公職選挙法などに定める選挙に関する犯罪により選挙権、被選挙権を停止されている人
- (6) 政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権を停止されている人

投票

投票する場所は、「入場整理券」に記載しています。

入場整理券が届く前に期日前投票する人や、入場整理券をなくした人も投票所で本人確認を行えば投票できます。

投票できる時間は、7:00～20:00までです。



期日前投票

投票日に、次のような理由で投票所に行けない人は、あらかじめ期日前投票をすることができます。

- (1) 投票日に仕事に従事する予定などのある人
- (2) 用務または事故のため、桜井市の区域外に旅行、または滞在する予定のある人
- (3) 病気・出産などのため、投票所に行けない見込みの人
- (4) 天災または悪天候により投票所に到達することが困難な人

※その他法に定められた事由に該当する人

期日前投票できる期間は、その選挙の公示または告示の日の翌日から投票日の前日までです。投票できる時間は、8:30～20:00までです。

不在者投票

投票日に、次のような理由で投票所に行けない人は、不在者投票をすることができます。

- (1) 仕事や旅行などで、選挙期間中に名簿登録地(桜井市)以外の市区町村に滞在している人は、滞在している市区町村の選挙管理委員会で投票ができます(名簿登録地(桜井市)に投票用紙などの請求が必要です)。詳細は、桜井市ホームページを確認してください。
- (2) 病院や老人ホームなどで不在者投票指定施設として指定された施設に入院、入所している人は、その施設で投票ができます。
- (3) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている人(対象となる障害の名称や等級が法で決まっています)および介護保険被保険者証の要介護区分が要介護5の人は、自宅などで郵便などによる投票ができます。郵便などによる不在者投票をするには、事前に選挙管理委員会に郵便等投票証明書(交付)の申請する必要があります。